

理事会運営規程等の改廃について

○理事会運営規程【一部改正】

理事会運営規程の一部を次のとおり改正する。

【理事会運営規程】

変更案	現行規程
(事務局) 第15条 理事会の事務局事務は、 <u>これを所管する課</u> が行う。	(事務局) 第15条 理事会の事務局事務は、 <u>総務課がこれ</u> を行う。

○事務局規程【一部改正】

事務局規程の一部を次のとおり改正する。

【事務局規程】

変更案	現行規程
(事務局の組織) 第2条 事務局に次のとおり課を置く。 (1) <u>経営企画課</u> (2) <u>調整課</u> (3) <u>国際課</u> (4) 計画課 (5) <u>情報システム課</u> (6) <u>宿泊課</u> (7) <u>競技第一課</u> (8) <u>競技第二課</u> 2 <省略>	(事務局の組織) 第2条 事務局に次のとおり課を置く。 (1) <u>総務課</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) 計画課 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) <u>競技課</u> <u>(新設)</u> 2 <省略>
(<u>経営企画課</u> の分掌事務) 第3条 <u>経営企画課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	(<u>総務課</u> の分掌事務) 第3条 <u>総務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>(1) 公益財団法人に関すること。</u> <u>(2) 評議員会、理事会等に関すること。</u> <u>(3) 事務局の組織、人事、給与及び服務に関すること。</u> <u>(4) 契約、争議等に係る法務に関するこ</u>

(削除)

(削除)

- (1) 予算計画の策定に関すること。
- (2) 予算の調整及び執行管理に関すること。
- (3) 資金調達に関すること。
- (4) 組織横断的な企画及び調整に関すること。
- (5) 大会準備運営の全体進捗管理に関すること。
- (6) 国、開催都市及びその他地方公共団体との連絡調整に関すること。
- (7) リスクマネジメントに関すること。
- (8) テストイベントマネジメントに関すること。
- (9) ライブサイトに関すること。

- (10) 事務局の総務、人事、給与及びサービスに関すること。
- (11) 大会ボランティアに関すること。
- (12) 情報知識のマネジメントに関すること。
- (13) その他前各号に関連すること。

(調整課の分掌事務)

第3条の2 調整課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人に関すること。
- (2) 評議員会、理事会等に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) 契約、争議等に係る法務に関すること。
- (5) 定款その他この法人の規程、文書、公印等に関すること。
- (6) コンプライアンスに関すること。
- (7) 会計及び契約、調達等に関すること。
- (8) 広報及び広聴に関すること。
- (9) 大会ブランドの開発、保護及び管理

と。

- (5) 定款その他この法人の規程、文書、公印等に関すること。
- (6) 重要事項の企画及び調整に関すること。
- (7) 予算計画の策定に関すること。
- (8) 予算の調整及び執行管理に関すること。
- (9) 会計及び契約、調達等に関すること。
- (10) 大会準備運営の全体進捗管理に関すること。
- (新設)
- (11) 国、開催都市及びその他地方公共団体との連絡調整に関すること。
- (12) 他団体との渉外活動の総合調整に関すること。
- (13) 大会のマーケティング(チケットの販売を含む。)に関すること。
- (14) エンブレム、マスコットキャラクターその他この法人の知的財産権に関すること。
- (15) 広報及び広聴に関すること。
- (16) 報道機関との連絡調整及び報道機関への対応の総合調整に関すること。
- (17) その他他課の分掌事務に属さないこと。
- (新設)

(新設)

に関すること。

- (10) 報道機関との連絡調整及び報道機関への対応の総合調整に関すること。
- (11) 大学連携に関すること。
- (12) 文化プログラムに関すること。
- (13) サイネージに関すること。
- (14) その他他課の分掌に属さないこと。

(国際課の分掌事務)

第3条の3 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アジア・オリンピック評議会（OCA）ファミリー及び要人へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。
- (2) 大会のプロトコールに関すること。
- (3) OCA 理事会、調整委員会等の準備及び運営に関すること。
- (4) 外国政府、国際関係団体等との連絡調整のうち、他に属さないこと。
- (5) OCA、日本オリンピック委員会（JOC）との連絡調整に関すること。
- (6) 各国・地域オリンピック委員会（NOC）へのサービスの計画、調整及び提供に関すること。
- (7) NOC との連絡調整に関すること。
- (8) 言語サービスの企画調整に関すること。
- (9) マーケティングに関すること。
- (10) ライセンシングに関すること。
- (11) チケットに関すること。
- (12) スポンサーの権利保護及びレコグニションに関すること。
- (13) 式典及び聖火リレーに関すること。
- (14) その他前各号に関連すること。

(計画課の分掌事務)

第4条 計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備に関すること。
- (2) アクレディテーションに関すること。
- (3) 清掃及び廃棄物に関すること。
- (4) 飲食サービスに関すること。
- (5) 輸送に関すること。

(新設)

(計画課の分掌事務)

第4条 計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大会開催基本計画に関すること。
- (2) 医療サービスに関すること。
- (3) 選手村の整備に関すること（後利用計画に関するものを除く。）
- (4) 宿泊に関すること。

- (6) ロジスティクスに関すること。
- (7) 出入国に伴うサービスに関すること。
- (8) 医療サービスに関すること。
- (9) アンチ・ドーピングに関すること。
- (10) <省略>

(情報システム課の分掌事務)

第4条の2 情報システム課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報基盤整備及び情報システムの構築に関すること。
- (2) サイバーセキュリティに関すること。
- (3) 国際映像に関すること。
- (4) 報道（報道機関との連絡調整及び報道機関への対応の総合調整を除く。）に関すること。
- (5) その他前各号に関連すること。

(宿泊課の分掌事務)

第4条の3 宿泊課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 選手村の運営に関すること。
- (2) 選手村の整備（後利用計画に関することを除く。）に関すること。
- (3) 宿泊に関すること。
- (4) その他前三号に関連すること。

(競技第一課及び競技第二課の分掌事務)

第5条 競技第一課及び競技第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

(削除)

- (1) 競技の計画及び運営に関すること。
- (2) 国際競技連盟（IF）、アジア競技連盟（AF）、及び国内競技団体（NF）等との連絡調整に関すること。
- (3) 競技会場の計画及び運営に関するこ

- (5) 輸送に関すること。
- (6) 情報基盤整備及び情報システムの構築に関すること。
- (7) 国際映像に関すること。
- (8) アクレディテーションに関すること。
- (9) 警備に関すること。
- (10) <省略>

(新設)

(新設)

(競技課の分掌事務)

第5条 競技課の分掌事務は、次の通りとする。

- (1) 競技会場の整備に関する競技会場施設所有者等との調整に関すること。
- (2) 競技計画及び運営に関すること。
- (3) 国際競技連盟（IF）、アジア競技連盟（AF）及び国内競技団体（NF）等との連絡調整に関すること。

<p><u>と。</u> (4) 競技会場の整備に関すること。 (5) 競技会場のエネルギーに関するこ <u>と。</u> (6) 練習会場に関すること。 (7) テストイベントに関すること。 (8) その他前各号に関連すること。</p> <p>(各課の執行体制) 第5条の2 事務局長は、前7条に定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p>(職員) 第6条 事務局に次に掲げる一般職の職員を置く。 (1)～(4) <省略> (5) 前各号に掲げる職員以外の一般職の職員 2 <省略></p> <p>(専決) 第13条 事務局長その他の職員の専決事項は、<u>別に定める。</u></p>	<p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (4) その他前各号に関連すること。</p> <p>(各課の執行体制) 第5条 事務局長は、前3条に定める事務を処理するため、課に当該所属の分掌事務を分担する執行体制を定めることができる。</p> <p>(職員) 第6条 事務局に次に掲げる一般職の職員を置く。 (1)～(4) <省略> (5) 全各号に掲げる職員以外の一般職の職員 2 <省略></p> <p>(専決) 第13条 会長、事務局長及びその他職員の専決事項は<u>別表のとおりとする。</u></p>
---	---

別表を削る。

○文書及び公印管理規程【廃止】

文書及び公印管理規程を廃止する。

○コンプライアンス規程【一部改正】

コンプライアンス規程の一部を次のとおり改正する。

【コンプライアンス規程】

変更案	現行規程
(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)	(事務局におけるコンプライアンスの統括及び推進)

第3条 <省略> 2 推進責任者は、 コンプライアンスに関する <u>ことを所管する課の課長</u> とする。 3・4 <省略>	第3条 <省略> 2 推進責任者は、 総務課長 とする。 3・4 <省略>
---	--

○就業規程【一部改正】

就業規程の一部を次のとおり改正する。

【就業規程】

変更案	現行規程
(趣旨) 第1条 <省略> 2 <省略> 3 非常勤の職員の就業に関しては、この規程にかかわらず、個別の契約により定める。	(趣旨) 第1条 <省略> 2 <省略> <u>(新設)</u>

○職員の給与に関する規程【一部改正】

職員の給与に関する規程の一部を次のとおり改正する。

【職員の給与に関する規程】

変更案	現行規程
(趣旨) 第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会就業規程（以下「就業規程」という。）第36条及び公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会派遣職員等就業規程（以下「派遣職員等就業規程」という。）第27条の規定に基づき、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）に勤務する 職員（非常勤の職員を除く。以下同じ。） の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会就業規程（以下「就業規程」という。）第36条及び公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会派遣職員等就業規程（以下「派遣職員等就業規程」という。）第27条の規定に基づき、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）に勤務する 職員 の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。